

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年7月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	群馬県
3. 市区町村名	下仁田町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.shimonita.lg.jp/m06/m/15/index.html

執行機関名 下仁田町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	下仁田町福祉医療費の支給に関する条例(平成4年下仁田町条例第6号)による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		下仁田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1項 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例(平成4年下仁田町条例第6号)による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	下仁田町福祉医療費の支給に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、子ども、 <u>重度心身障害者</u> 、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子の健康管理の向上に寄与するため、これらの者が社会保険等で医療を受けた場合に自己負担をしなければならない費用を福祉医療費として支給し、その <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		下仁田町福祉医療費の支給に関する条例 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例施行規則